

神奈川県監査委員公表第4号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県教育委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成24年4月20日

神奈川県監査委員 真 島 審 一  
 同 高 岡 香  
 同 長 峯 徳 積  
 同 堀 江 則 之  
 同 飯 田 誠

- 1 監査実施箇所名  
教育局企画調整部
- 2 監査実施日  
平成23年7月27日（平成23年6月9日、10日及び13日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成23年11月4日（神奈川県公報号外第68号）神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 支出事務において、公用自動車賃借料に関し、契約書に定める対価の支払の時期を超えて支払っているものがあつた。(企画調整課)</li> <li>2 支出事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であつた。(教育財務課)                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公用自動車賃借料に関し、契約書に定める対価の支払時期を超えて支払っているものがあつた。</li> <li>(2) 教育関係職員弔慰金等交付事務委託料の支払に当たり、契約書に定められた支払期日を経過し、遅延利息を支払っているものがあつた。</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指導事項については、進行管理及び契約担当課との連絡調整が不十分であつたことによるものである。                      今後は、このようなことがないよう、執行管理一覧表等により複数の職員による進行管理を徹底し、契約担当課との連絡調整を密にすることにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> <li>2 指導事項の支出事務については、次のとおり措置した。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公用自動車賃借料の支払については、進行管理及び事業所管課との連絡調整が不十分であつたことによるものである。                          今後は、このようなことがないよう、複数の職員による点検や相互の進行管理を徹底し、事業所管課との連絡調整を密にすることにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> <li>(2) 教育関係職員弔慰金等交付事務委託料の支払については、進行管理及び事業所管課等との連絡調整が不十分であつたことによるものである。                          教育関係職員弔慰金等交付事務委託は平成22年度で廃止したが、今後他の事務でこのようなことがないよう、複</li> </ol> </li> </ol>

数の職員による点検や相互の進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名  
教育局教職員部
- 2 監査実施日  
平成 23 年 7 月 27 日（平成 23 年 6 月 14 日及び 15 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>支出事務において、教育関係職員弔慰金等交付事務委託料の支払に当たり、契約書に定められた支払期日を経過し、遅延利息を支払っているものがあった。 (厚生課)</p>	<p>指導事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>教育関係職員弔慰金等交付事務委託は平成 22 年度で廃止したが、今後他の事務でこのようなことがないように、複数の職員による確認や進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
教育局支援教育部
- 2 監査実施日  
平成 23 年 7 月 27 日（平成 23 年 6 月 20 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 財産管理事務において、立木に係る教育財産台帳を備えていなかった。 (子ども教育支援課)</li> <li>2 予算の執行において、手話通訳料に係る支出負担行為を履行確認後に行っていた。(特別支援教育課)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 財産管理事務については、教育財産の管理等に関する規程の理解が不十分であったことによるものであり、現在、立木に係る教育財産台帳を作成中である。  <p>今後は、このようなことがないように、関係規程の理解の向上を図るとともに、複数職員による確認体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。</p> </li> <li>2 指導事項については、関係規定の理解が不十分であったことによるものである。  <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の周知徹底を図り、複数の職員による確認体制を強化することにより、</p> </li> </ol>

適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立近代美術館
- 2 監査実施日  
平成 23 年 4 月 22 日（平成 23 年 2 月 17 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 契約事務において、複数年度を借用期間とする自動体外式除細動器の賃貸借契約に当たり、自動更新条項付きの単年度契約を締結していた。	指導事項については、関係法令の理解不足により、契約手続を誤ったものである。 今後は、関係法令の周知徹底を図り、複数の職員による確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立体育センター
- 2 監査実施日  
平成 23 年 4 月 27 日（平成 23 年 3 月 22 日及び 23 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 次のとおり、事務処理が著しく不適切であった。 1 支出事務において、業務委託に係る業務完了届出書ほか 1 件について、日付の不適切な修正を行っていた。 2 屋外プールに設置されている競泳用自動審判計時装置のスコアボード架台の腐食により、倒壊の危険性が指摘されているにもかかわらず、対策を施さずに屋外プールの利用を行っていた。	指導事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、適正な事務執行に対する認識が不十分であったため、不備のある届出書等の再提出を依頼すべきところ、日付を書き換えたものである。 今後は、このようなことがないように、不備のある届出書等については、再提出を求めることを周知徹底するとともに、職員相互間での点検・確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。 2 危険性が指摘されているにもかかわらず、対策を施さなかったことについては、危険性に対する認識が不十分であったことによるものであり、指摘を受けた箇所は、補強工事等を施工し平成 23 年 6 月 30 日に完了した。

今後は、このようなことがないように、施設の危険性に関する事項については、直ちに専門的知識を有する者等に意見・助言を求めることとし、適切な施設管理に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立歴史博物館
- 2 監査実施日  
平成 23 年 4 月 13 日（平成 23 年 3 月 2 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う使用料の調定に 3 月を超えて遅れているものがあった。</p>	<p>指導事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による相互の確認や進行管理を徹底するなど、適正な事務の執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立生命の星・地球博物館
- 2 監査実施日  
平成 23 年 4 月 27 日（平成 23 年 3 月 8 日及び 9 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算の執行において、地下駐車場鳥糞被害防止工事に当たり、年度を超えて執行しているものがあった。</li> <li>2 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う使用料が調定されていなかった。</li> <li>3 財産管理事務において、教育財産の管理等に関する規程に基づく工作物台帳の補正が行われていなかった。</li> </ol>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算の執行については、神奈川県財務規則等に基づく適正な会計事務処理についての認識が徹底されていなかったこと及び工事の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則等の遵守を徹底し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> </ol>

	<p>2 収入事務については、担当職員間の連携及び確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、担当職員が相互に点検できるようにするとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 財産管理事務については、教育財産の管理等に関する規程の理解が不十分であったことにより、工作物台帳への登載を行うという認識がなかったこと及び台帳と現物との照合を怠っていたことによるものであり、平成 23 年 4 月 19 日に工作物台帳の補正を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、教育財産の管理等に関する規程等に基づく適切な財産管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立鶴見総合高等学校
- 2 監査実施日  
平成 23 年 6 月 13 日（平成 23 年 4 月 18 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 次のとおり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算の執行において、職員室空調機の修理に当たり、完了後に支出負担行為を行っていた。</li> <li>2 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 消耗品の購入に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた対価の支払時期を超えて支払っているものがあった。</li> <li>(2) 消耗品の購入に係る請求書の日付の修正を行っていた。</li> </ol> </li> </ol>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算の執行については、適正な会計事務処理に対する認識が不十分であったことによるものである。</li> <p>今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則にのっとりた執行を徹底するとともに、複数の職員による点検や進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <li>2 支出事務については、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 消耗品購入の支払遅延については、進行管理が不十分であったことによるものであり、遅延利息を平成 23 年 9 月 30 日に相手方に支払った。</li> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理表を活用し、複数の職員による点検や相互の進行管理を徹底するこ</p> </ol> </li> </ol>

	<p>とにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 請求書の日付の修正については、適正な会計事務処理に対する認識が不十分であったため、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた対価の支払時期を超えないよう、日付の修正を行ったものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、法令遵守及び適正な会計事務処理について改めて周知徹底するとともに、進行管理表を活用し、複数の職員による点検や相互の進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	---

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立麻生総合高等学校
- 2 監査実施日  
平成 23 年 1 月 17 日（平成 22 年 12 月 1 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 7 月 29 日（神奈川県公報号外第 51 号）神奈川県監査委員公表第 14 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 入場料の執行に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた対価の支払の時期を超えて支払っていた。</p> <p>(2) 予期し得る経費を、限度額を超えて立替払で処理し、立替人からの請求書のないまま支払っていた。</p> <p>2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 発注書に記載された納入期限内に納入されていないものがあった。</p> <p>(2) 分割納品された物品について、物品検収要領に基づいた物品検査が行われていなかった。</p> <p>(3) 平成 22 年 3 月 31 日付け会指第 102 号会計局長通知に反し、執行伺の決裁前に発注書を送付していた。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 入場料の執行の遅延については、関係法令等の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 予期し得る経費の立替払については、立替払に関する規定の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 物品の納入に当たり、納入期限内の納入に漏れがあったことについては、</p>

<p>3 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 石碑の設置に当たり、教育財産の管理等に関する規程に基づく工作物台帳の補正が行われていなかった。</p> <p>(2) 町内会が電柱に取り付けた防犯灯などについて、敷地内に許可なく設置されているものを放置していた。</p>	<p>神奈川県財務規則の理解と物品検査の手順遵守が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 納品検査を行っていなかったことについては、契約事務に関する規定の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(3) 会計局長通知に反した発注書の送付については、同通知の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように同通知の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 財産管理事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 工作物については、関係規定の理解が不十分であったこと、及び台帳と現況の照合が不徹底であったことによるものであり、平成 22 年 12 月 1 日に工作物台帳の補正を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、教育財産の管理等に関する規程等に基づく適切な財産管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 防犯灯などについては、台帳と現況の照合が不徹底であったことによるものであり、平成 22 年 12 月 14 日に目的外使用許可を、同月 21 日に使用承認を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、教育財産の管理等に関する規程等に基づく適切な財産管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--

- 2 監査実施日  
平成 23 年 5 月 31 日（平成 23 年 4 月 28 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 契約事務において、産業廃棄物の収集・運搬、処分の委託契約締結に当たり、適正な見積書を徴しておらず、廃棄物処理及び清掃に関する法律により契約書に記載すべき委託金額が明示されていないかった。</p>	<p>指導事項については、関係法令の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係法令の周知徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立橋本高等学校
- 2 監査実施日  
平成 23 年 5 月 27 日（平成 23 年 4 月 28 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 収入事務において、学校開放体育施設照明電気代相当額の徴収に当たり、納付期限までに納付されなかったものについて、神奈川県財務規則に定められた督促状が発行されていないかった。</p>	<p>指導事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、規則の周知徹底を図るとともに、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立上溝南高等学校
- 2 監査実施日  
平成 23 年 7 月 27 日（平成 23 年 5 月 23 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置し</p>



<p>著しく不適切であった。</p> <p>1 予算の執行において、現金領収した諸証明書交付手数料の納付に当たり、平成 21 年度の収入とすべきところ、更訂手続きを行っていなかった。</p> <p>2 収入事務において、学校開放体育施設照明電気代相当額の徴収に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づく督促状を発行していなかった。</p> <p>3 財産管理事務において、屋外掲示板の寄付受入れに当たり、工作物として受け入れるべきところ、備品として受け入れていた。</p>	<p>た。</p> <p>1 予算の執行については、収入済一覧表の確認を適切な時期に行わなかったため、更訂時期を逸したことによるものである。      今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則にのっとりた執行及び複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 収入事務については、財務規則の理解が不足していたこと及び複数の職員による確認が不十分であったことによるものである。      今後は、このようなことがないように、規則の周知徹底を図るとともに、複数の職員による納付状況の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 財産管理事務については、教育財産の管理等に関する規程等の理解が不足していたことによるものである。      今後はこのようなことがないように、物品と財産の区別について周知徹底するとともに、関係規定の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	---

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立上鶴間高等学校
- 2 監査実施日  
平成 23 年 3 月 1 日（平成 23 年 1 月 6 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 7 月 29 日（神奈川県公報号外第 51 号）神奈川県監査委員公表第 14 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)          次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 収入事務において、現金領収した現金について、神奈川県財務規則に定められた納付期限を過ぎて納付しているものがあつた。</p> <p>2 支出事務において、生徒用検診器具の借入れに当たり、適用すべき支出科目を誤っていた。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、納付期限の算定に当たり、神奈川県財務規則の理解が不十分であったため、指定金融機関等の非営業日を除外して納付日を判断したことから、納付期限を過ぎて納付したものである。          今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による相互の進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努め</p>

	<p>ることとした。</p> <p>2 支出事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものであり、平成 23 年 1 月 20 日に科目更訂を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、支出事務を行うに当たり、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による相互の進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	---

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立津久井浜高等学校
- 2 監査実施日  
平成 23 年 6 月 2 日（平成 23 年 4 月 27 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）</p> <p>契約事務において、平成 22 年度コピー（印刷）用紙購入契約等に当たり、請け書を徴していなかった。</p>	<p>指導事項については、職員相互の点検が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立平塚江南高等学校
- 2 監査実施日  
平成 23 年 1 月 14 日（平成 22 年 12 月 8 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 7 月 29 日（神奈川県公報号外第 51 号）神奈川県監査委員公表第 14 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 石碑の設置に当たり、教育財産の管理等に関する規程に基づく工作物台帳の補正が行われていなかった。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 財産管理事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 工作物については、関係規定の理解が不十分であったこと、及び台帳と現況の照合が不徹底であったことによるものであり、平成 22 年 12 月 14 日に工</p>

<p>(2) 町内会が電柱に取り付けた防犯灯について、敷地内に許可なく設置されているものを放置していた。</p> <p>2 庶務事務において、対外運動競技等の引率に当たり、特殊勤務手当3件、30,600円が支給されていなかった。</p>	<p>作物台帳の補正を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、教育財産の管理等に関する規程等に基づく適切な財産管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 防犯灯については、台帳と現況の照合が不徹底であったことによるものであり、平成22年12月24日に目的外使用許可を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、教育財産の管理等に関する規程等に基づく適切な財産管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 庶務事務については、サービスの管理が不十分であったことによるものであり、平成23年2月16日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、職員各自の意識の徹底を図るとともに、複数職員によるサービスの確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立厚木東高等学校
- 2 監査実施日  
平成23年1月13日（平成22年12月2日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成23年11月4日（神奈川県公報号外第68号）神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 予算の執行において、物品の購入に係る支出負担行為を納品後に行っていた。</p> <p>2 契約事務において、産業廃棄物処理委託に係る支出負担行為日以前を契約締結日とする契約を行っていた。また、契約書の単価の記載に不備があった。</p> <p>3 物品管理事務において、備品出納簿に記載された備品に所在の確認ができないものがあった。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、適正な会計事務処理に対する認識が不十分であったこと及び物品購入に係る計画性が欠如していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の周知徹底を図り適正な会計事務処理を行うとともに、計画的な予算執行を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、適正な会計事務処理に対する認識が徹底されていなかったこと及び職員相互の点検体制が不十分であったことによるものである。</p>

	<p>今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則にのっとりた執行を徹底するとともに、複数職員による相互の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 物品管理事務については、当該備品が現存しないことが確認され、その経緯も明らかでなかったため、平成 23 年 1 月 13 日付け会指第 76 号通知に基づき返納及び払出しの手続を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の遵守を徹底し備品管理体制を強化するとともに、備品管理事務の手引等に基づき適切な備品管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立厚木西高等学校
- 2 監査実施日  
平成 23 年 1 月 13 日（平成 22 年 12 月 3 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 7 月 29 日（神奈川県公報号外第 51 号）神奈川県監査委員公表第 14 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 財産管理事務において、工作物の管理に当たり、教育財産の管理等に関する規程に基づく工作物台帳の補正が行われていなかった。</p>	<p>指導事項については、工作物の取扱いに関する理解が不十分であったことによるものであり、平成 22 年 12 月 3 日に工作物台帳の補正を行なった。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、教育財産の管理等に関する規程等に基づく適切な財産管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立大和西高等学校
- 2 監査実施日  
平成 23 年 5 月 30 日（平成 23 年 4 月 26 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容

<p>(指導事項)</p> <p>収入事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育財産の目的外使用許可に伴う使用料の調定事務が3月を超えて遅れていた。また、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。</li> <li>2 領収した現金の納付について、神奈川県財務規則に定められた期間内に指定金融機関等に納付していないものがあった。</li> </ol>	<p>指導事項の収入事務については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 収入調定の遅れ及び督促状の未発行については、早期に調定すべきであるという認識が不十分であったこと及び進行管理が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないように、年度開始後の速やかな調定事務の執行について周知するとともに、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> <li>2 領収現金の納付遅延については、神奈川県財務規則の理解が不足していたこと及び進行管理が適正に行われていなかったことによるものである。今後は、このようなことがないように、規則の周知徹底を図るとともに、複数の職員による相互の進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> </ol>
--	---

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立伊勢原高等学校
- 2 監査実施日  
平成23年1月14日(平成22年12月2日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成23年7月29日(神奈川県公報号外第51号)神奈川県監査委員公表第14号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算の執行において、物品の購入に当たり、平成22年3月31日付け会指第102号会計課長通知及び物品検収要領に反して、執行伺の決裁前に発注書を送付し、納品に伴う検査も行っていた。</li> <li>2 財産管理事務において、敷地内に駐車禁止の標識等が許可なく設置されているものを放置していた。</li> </ol>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算の執行については、適正な会計事務処理についての認識が不足していたこと及び関係法令等の理解が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないように、関係法令等の理解の向上に努めるとともに、複数の職員による点検や進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> <li>2 財産管理事務については、財産管理者の境界線の認識不足によるものであり、標識等については、平成22年12月8日に使用承認を行った。今後は、このようなことがないように、</li> </ol>

教育財産の管理等に関する規程に基づく適切な財産管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立伊志田高等学校
- 2 監査実施日  
平成 23 年 5 月 27 日（平成 23 年 4 月 28 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 収入事務において、領収した現金について、神奈川県財務規則に定められた納付期限を過ぎて納付していたものがあった。	指導事項については、職員相互の点検体制が不十分なため、納付を失念したまま納付期限が過ぎてしまったものである。 今後は、このようなことがないように、当日の現金管理とその納付日を職員相互で確認するなど、出納員を中心とした点検体制を整えることにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立吉田島総合高等学校
- 2 監査実施日  
平成 23 年 6 月 7 日（平成 23 年 4 月 28 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 契約事務において、業務用冷凍冷蔵庫の買換えに伴う既存品の処分に当たり、フロンガスの回収及び産業廃棄物としての運搬・処分を個別に契約すべきところ、購入業者と一括して契約していた。また、適用すべき支出科目も誤っていた。	指導事項については、関係法令等諸規定の理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係法令等の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適切な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名

神奈川県立鶴見養護学校

- 2 監査実施日  
平成 23 年 5 月 31 日（平成 23 年 4 月 26 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 契約事務において、電話装置の再リースに当たり、年度を超えて契約を締結し、翌年度分まで支払っていた。</li><li>2 歳計外現金事務において、所得税を納付期限後に納付しているものがあり、延滞税 1,200 円が加算されるとともに、不納付加算税 5,000 円が徴収されていた。</li></ol>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 契約事務については、関係法令の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</li><li>2 歳計外現金事務については、加給分の支払に対する認識が不足していたこと及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、歳計外現金の納付事務について再確認するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</li></ol>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立高津養護学校
- 2 監査実施日  
平成 23 年 5 月 30 日（平成 23 年 5 月 16 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) プリメインアンプほか 3 点の物品購入に当たり、次のとおり事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 予算の執行において、支出負担行為を納品後に行っていた。</li><li>2 支出事務において、納品検査に当たり検査員等が指定されておらず、検査員等による検査の完了報告がなされていなかった。</li></ol>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 予算の執行については、適正な会計事務処理に対する認識や神奈川県財務規則の基本的理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、規則の周知徹底を図り、会計事務の基本にのっとり、適正な事務執行に努めることとした。</li></ol>

	<p>2 支出事務については、物品検収要領の改正に関する理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、制度の改正に留意するとともに、関係通知等の理解の向上を図ることにより適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立鎌倉養護学校
- 2 監査実施日  
平成 23 年 4 月 13 日（平成 23 年 2 月 24 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）</p> <p>支出事務において、生徒の検診料に履行確認後 3 月を超えて支払っているものがあった。</p>	<p>指導事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、職員相互の点検を行い、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立小田原養護学校
- 2 監査実施日  
平成 23 年 5 月 30 日（平成 23 年 4 月 28 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）</p> <p>契約事務において、グリストラップ清掃・汚泥処理業務委託契約に当たり、適法な見積書の提出及び適法な契約の締結を欠いており、著しく不適切な事務処理であった。また、更新後の許可証の写しの添付がなされていなかった。</p>	<p>指導事項については、業務委託契約に係る事務に関する関係法令の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、執行書類の再確認を含め、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>